

## 低公害車普及促進対策費補助金(車両導入)について

全国で<sup>(1)</sup>低公害バス・低公害トラック又は低PM認定車<sup>(2)</sup>を一定台数導入<sup>(3)</sup>するバス・トラック事業者等<sup>(4)</sup>に対し、地方公共団体等<sup>(5)</sup>と協調して、当該車両購入費の一部を補助<sup>(6)</sup>する。

### 1. 補助対象地域

全国

### 2. 補助対象車両

バス：CNGバス、ハイブリッドバス、低PM認定バス  
トラック：CNGトラック、ハイブリッドトラック、低PM認定トラック  
バスについては乗車定員11人以上、トラックについては車両総重量3.5トン超のものに限る。

### 3. 一定台数の導入

バス：単年度2台以上(補助事業者単位)  
トラック：単年度3台以上( " )

### 4. 補助対象事業者

バス：一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者  
トラック：一般貨物自動車運送事業者、第二種利用運送事業者、  
自動車リース事業者  
その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者も対象となる。

### 5. 地方公共団体等

都道府県、市町村(東京都特別区を含む)、バス協会、トラック協会等

### 6. 車両購入費の一部補助

補助率1/4 ただし、  
CNG車、ハイブリッド車  
通常車両価格との差額の1/2  
低PM認定車  
通常車両価格との差額の1/4

### 7. その他

年度上半期(平成15年4月1日~9月30日)に導入(新車新規登録)した車両に限り、導入後の申請も認める。